

下水道事業の 整備区域が広がります

今年度は、今池町・住吉町・篠目町・美園町・昭和町・大東町・安城町・横山町・桜町・榎前町・桜井駅周辺区画整理地区のそれぞれ一部の区域に下水道を整備していきます(桜井駅周辺区画整理地区の一部は、すでに工事が完了し、使えるところがあります)。その区域の土地所有者の皆さんに「受益者負担金」を賦課することになります。

◆問い合わせ◆
下水道管理課

新たな賦課区域は

今年度の賦課区域は図のとおりです。今後も、整備の進み具合によって、毎年4月に対象区域を決定し、お知らせしていきます。

受益者負担金は公平の原則から

下水道が整備されると、トイレからのし尿や台所・風呂からの生活雑排水などを下水道管へ直接流すことができます。汚水が側溝に流れなくなり、生活環境が改善されます。しかし、下水道は道路や公園などの公共施設とは異なり、利用できる人(受益者)は整備区域内の土地の所有者や権利者に限られます。

そこで、この受益者に下水道建設費の一部を負担していただくことで、未整備地区の人との負担の公平を図り、また、下水道整備をより促進しようというのが「下水道事業受益者負担金制度」です。

受益者負担金は1平方メートルあたり30円

受益者負担金の対象となる土地は、下水道整備区域内のすべての土地です。

負担金を納めていただく人は、整備区域内の土地所有者(その土地に地上権や使用貸借などの権利がある場合は、そのどちらか)です。

負担金は、その土地に対して一度限りのもので、1平方メートルあたり30円です。

負担金の納付方法は、分割納付(年2回ずつ5年間)と一括納付があり、一括納付をすると報奨金が交付されます。

(例)20平方メートル(約60坪)の土地の負担金額は？
30円×20平方メートル＝700円
分割納付の場合は、7000円ずつの10回払い、一括納付の場合は、報奨金1万1340円を差し引いた5万8660円の支払いとなります。

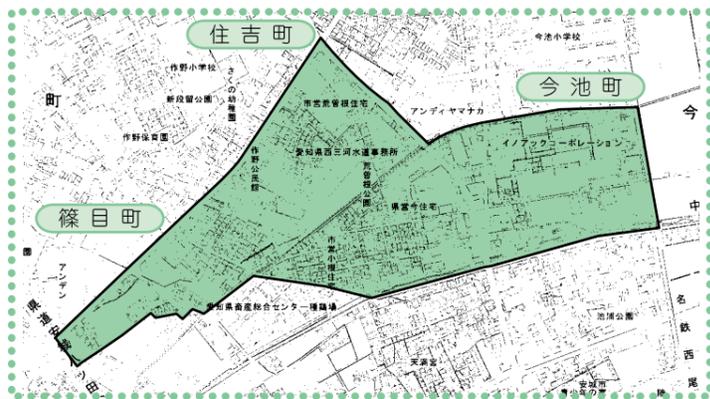
受益者は申告を

受益地を正しく把握し、また負担金を各受益者に割り当て賦課するため、6月に土地所有者へ地目・面積などを記載した申告書をお送りします。内容をご確認の上、申告してください。

受益者負担金説明会を開催

受益者負担金制度と納付までの手続きの説明会を開きます。(対象となる土地所有者へは別途ご案内します)〔今年度の納付までの流れ〕

- ①5月 対象者への説明会
- ②6月上旬 受益者申告書の送付
- ③6月末まで 市へ申告書を提出
- ④8月上旬 負担金決定通知書の送付
- ⑤9月上旬 納入通知書の送付
- ⑥9月末まで 市が指定する金融機関または郵便局などで納付(この場合、口座振替はできません。)



平成19年度に新たに
賦課対象となる区域

